

ゴルフ場利用税の廃止を求める決議（案）

我が国では、平成元年の消費税導入時に、パチンコ場、ボウリング場等に係る娯楽施設利用税が廃止されたにもかかわらず、ゴルフ場の利用についてのみ新たに「ゴルフ場利用税」を設け、いまだに課税が存続している。

現在、ゴルフは広く国民スポーツとして楽しまれており、ゴルフ場の利用者に特段の担税力を見出すことはできず、またゴルフ場が地方公共団体から特別な行政サービスを受けているという事実もなく、ゴルフ場利用税を課する理由はもはや全く存在しない。

一方、平成二十三年には「スポーツ基本法」が制定されたが、同法においては国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツを行うことができる生涯スポーツ社会の実現を理念として定め、国及び地方公共団体はこの理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有すると規定しており、「ゴルフ場利用税」はこの理念に反するものである。

さらに本年九月には、『二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会』の東京開催が決定した。ゴルフは、次回二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックにおいて、百十二年ぶりにオリンピック夏季大会の正式競技に復帰することが決定しており、オリンピック開催国において、ゴルフを狙い撃ちした課税を行うことは許されるものではない。

については、「ゴルフ場利用税」については即刻廃止すべきである。
右、決議する。

平成二十五年十一月二十日

超党派ゴルフ議員連盟

会長	衛藤征士郎
会長代行	中曽根弘文
副会長	浅尾 慶一郎 安住 淳 石原 伸晃 漆原 良夫 小池百合子 下村 博文 園田 博之 藤井 孝男 細田 博之
幹事長	小坂 憲次 田中 直紀
事務局長	小沢 鋭仁
事務局次長	生方 幸夫
事務局次長	小宮山泰子
顧問	高村 正彦 額賀福志郎